

受講無料

「働き方改革」 に対応する労働時間管理 実務セミナー

政府が今国会の最重要法案と位置づけた「働き方改革関連法」が、6月29日の参議院本会議で可決、成立しました。現行の労務管理に大きな影響を与えるのが、「時間外労働の上限規制」と「年次有給休暇の取得義務化」です。どちらも労働基準法上の罰則付きですので、真剣に取り組む必要があります。経営者や管理職、労務担当者の方には、特に知ってほしい内容です。この機会にぜひご参加ください。

日時 平成30年9月19日(水) 14:00~16:00

会場 長崎商工会議所 2階ホール **定員** 70名

(長崎市桜町4-1)

※定員になり次第、締め切ります。

講師



佐藤 信吾 氏

(有)佐藤労務経営サポート
佐藤社会保険労務士事務所
所長

社会保険労務士
CFP (日本FP協会認定)
CDA (日本キャリア開発協会認定)

専門分野
日本型成果主義人事・賃金制度の設計・導入
『成果』と『働きがい』を実現させる評価・面接制度の導入
労務トラブルを防止する就業規則・その他諸規程の策定・整備他

Menu

- * 「働き方改革関連法」の概要について
- * 労働時間管理の現状と課題について
- * 時間外労働の上限規制について
- * 年次有給休暇の取得義務化について
- * 同一労働同一賃金や無期転換ルールについて
- * 働き方改革に対応した就業規則改正のポイント

申込み

受講希望の方は下記申込書に必要事項をご記入の上、FAX等にてお申込みください。

問合せ先

長崎商工会議所 経営支援課 担当：森山
TEL：095-822-0111 E-Mail：sodan@nagasaki-cci.or.jp

FAX：095-825-1490

『働き方改革』に対応する労働時間管理実務セミナー（9/19）受講申込書

事業所名			
所在地			
受講者名	TEL	()	—
	FAX	()	—

※ご記入頂きました個人情報は、慎重に取扱い、本セミナーの各種連絡・参加者名簿作成のために利用致します。